

平成30年度第9回教育委員会定例会会議録

1. 日時 平成30年12月20日 午後2時57分

2. 場所 矢巾町公民館1階会議室

3. 出席委員

教育長	和田 修
教育長職務代理者	大坊 一男
委員	掛川 はるな
委員	齊藤 学
委員	漆原 祥子

4. 説明のために出席した職員

学務課長	村松 康志
社会教育課長	野中 伸悦
学務課長補佐	田村 琢也

5. 開会

午後2時57分、平成30年度第9回教育委員会定例会を開催する旨を宣した。

6. 委員点呼

委員全員の出席を確認し、会議が成立する旨述べた。

7. 会期の決定

12月20日の一日と決定する。

8. 報告

○教育長

それでは4. 報告に入ります。報告第18号「平成30年度矢巾町一般改正補正予算第4号（教育委員会関係）について」、事務局より説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき朗読し説明する。

○教育長

報告第18号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告第19号「矢巾町教育委員会の活動報告について」、事務局より説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき朗読し説明する。

○教育長

報告第19号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

9. 議事

○教育長

それでは、5. 議事に入ります。本日事務局からの議事はございません。

10. その他

○教育長

6. その他に入ります。報告(1)平成30年矢巾町議会定例会12月会議一般質問(教育委員会関係)について、事務局より説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき朗読し説明する。

○教育長

報告(1)について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

○齊藤委員

いじめの条例の見直しとなっているわけですがけれども、SNS、インターネット関係のいじめは実数は把握しづらいと思いますが新聞で見ると1万件といったような話があります。スマホを持ってはいけないとしておりますが、実態としてはかなり増えているような感じですよ。半数くらいは持っているとして避けて通ることができない、禁止していてもリスクがあっても使うメリット、便利さの追求ということが出てくると思うので正しい使い方を啓蒙して、なおかついじめに関わることを遮断するような手立てをしなければならぬ時期に来ているのではないかと思うので、条例改正云々といった話もありますので条例を見た時に国のいじめ防止推進法がありますがあれを基に矢巾町の条例を作っているのではないかと思います。実際いじめが発生した場合に誰がやったか、プロバイダに対する歯止めの条項があるけれども、矢巾町の条例は無いですよ。いじめ拡大を防止する担保として条例化したほうが、スマホを持つことを禁止していたとしても万が一発生すればいじめに加担することを遮断するなどですね。あるいは誰がやったか、プロバイダに対して要求できる担保ですよ。入れたほうが使っているいない関係なくいいのではないかと思います。当初それを削った理由がわかればいいですけど。

○学務課長

その点につきましては、今日も教育長、補佐とともにそのことについて話し合いをしました。今の条例でまずこの前校長会議がありまして、北中の校長先生から SNS の問題に関して条例にもう少し強く盛り込んだ方がいいのではないかと、いじめの実態も正確にはつかみきれないけれどもあるということを含めて話がありましたし議会の中でも赤丸議員から SNS に関しての問題点の指摘がございました。国の本法の中の第3項は削除のことで情報開示のことを規定しております。我々の今の条例では啓発のみで実際に何か起きた時にそれに対してどう動くかということの規定していないものですから、今回パブリックコメントをしますが改正点としてそこを付け加えようかということで、いじめがあった場合には教育委員会ではいじめの削除等ということで開示を含めましてそれについて関係機関と連携しながら支援していくと。本法

は保護者と児童ができると書いてありますけれども、やり方がわからない場合もあると思うのでそれをサポートしてあげるような条項を加えようということで考えておりました。

○齊藤委員

項目第3を最初作るときに削ったのか経緯を知りたかったけれども。

○教育長

町として禁止をしているので、そのことを謳わなくてもいいだろうということだったのですが、今状況として禁止をしてもそういう事件が起こっている。矢巾町でも全くないわけではないということ踏まえて、さらに盛り込んでおかなければ何か起こった時に対応できないだろうということで、今回入れることにしました。

○齊藤委員

プログラミング教育やIT関係を勉強するようにと国から指導が出ているのにスマホを使ってはいけないと言っているのはおかしいなと思いつつも、項目3を入れることはスマホを使ってはいけないと言ったとしても入れたって別に問題ないと思うので。

○教育長

所持の禁止なので、持ってはいけないということで使うことは保護者のものを使ったりということは必ずあると思うのですが、やはり買い与えていますしトラブルも出てきていますので。

○齊藤委員

大阪では使うように奨励する、通学時に使ってもいい防災の関係でスマホを使うように。流れとしてそちらの方に行くと思いますので避けて通れない。

○学務課長

世の中の流れとしては避けては通れないと思います。

○大坊教育長職務代理者

質問数に対して教育長の答弁比率が多い、教育に関して関心があるということなのかと思います。

○教育長

ほかの教育長とも話をする機会がありますけれども、教育は質問し易いところがあります。学力等の調査がありまして、それについて矢巾町としてはどうなのですかということはやはり聞きたいと思いますのでそういう点で多いのではないかと思います。

○齊藤委員

何でも教育とくっつけられると。

○大坊教育長職務代理者

関係ないとは言い切れないけれども。

○教育長

色々なところで取り上げられています、全く教育とかけ離れているようでもいながら全部教育と関わりがありますので何でもかんでも学校現場で教えなければいけないのですが、そこを質問されると大変なところがあります。学力のことについても数字で

出てきていることはどうしようもないことなので、確かに足りないところはあるということです。真摯に受け止めて話をしましたけれども。議会が終わってから中学校の校長から学力調査やった数値を小学校から中学校で追っていて、中学校1年生から3年生というのもあってあるいは小学校6年生と中学校3年生を比べた場合に、算数数学のところ例えば中学1年生のときにこういうテストをやったと、同じものをやった時にその数値が上がってきている。でも県平均と比べれば下がっている。全国学調や県学調の数値としては県よりも低い全国と肩並べているけれども県よりは低いという数字だけれども、この子たちはここからここまで上がっていますよという数字もあります。県平均からすれば下がっていますよということでしか出ないわけです。そういったところも各学校、現場で頑張っていると何かの機会で質問された時にはお話ししたいと思います。そういう数値も実際に出てきていますので示したいと思います。

○教育長

報告（1）について、ほかに何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告（2）町内小中学校における事故・問題行動等の発生状況について、事務局より説明をお願いします。

○学務課長

別紙資料に基づき朗読し説明する。

○教育長

報告（2）について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

今年度の学校の特徴は不登校児童生徒の増加です。特に矢巾中学校、矢巾北中学校も数はありますけれども矢巾中学校で多くなっているという実情が出てきています。全欠をなくすということで学校は取り組んでいます。全欠というよりも関わりを全くなくすということが無いように、ただ最近岩手日報で特集を組んで小児科医の先生のコラムが掲載されています。不登校を考える、学校に行け行けということだけではその子のことを考えていることにならない。学校に行かない選択もあるしその子にエネルギーがたまったら必ず学校や社会に向くのだと。いつでもそれが向いたときにちゃんと後ろから背中を押せるような家庭環境でいましょうと、そういう学校でありましょうと、そういう願いを込めながらコラムを書いているということを読みながら、そういう学校であってほしいと思いますし無理やり学校へ行ってもその子にとって学校が安心できる場所ではなかったりということであれば学校に気持ちは向かないです。逆に学校嫌いにしてしまうということです。そういったことも含めてただ何もしないでということではいけないのでその辺は家庭との連携だと思います。名前を見ると、中学校の場合は小学校時代から休みがちであったり色々なことを抱えている子であったりというのがほとんどです。それが中学校になって学校に行けないという状況につながっていると感じました。各学校で取り組んでいますので何かございましたらその都度ご連絡くださいますようお願いいたします。

○教育長

報告（２）について、ほかに何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告（３）社会教育課関係事業について、事務局より説明をお願いします。

○社会教育課長

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

報告（３）について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告（４）学校給食共同調理場運営状況について、説明をいたします。

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

報告（４）について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、行事予定について、事務局より説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

その他ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

それでは、以上をもって本日の会議を終了いたします。

（午後 3 時 5 4 分）